

## 関東ブロック共同広報「ラジオコマーシャル」について

先月に引き続き、関東ブロック共同広報「ラジオコマーシャル」の11月分放送予定時間が下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

放送局名		山梨放送	FM富士
番組名 日曜日		「765morning」 & 「くちこみアルキメデス」コーナー内	「SUPER TODAY FUJI」 コーナー内
1日	火	7:50	7:35
2日	水	8:57	8:45
3日	木	7:15	7:35
4日	金	9:20	8:45
7日	月	7:50, 8:30	7:35
8日	火	8:57	8:45
9日	水	7:00	7:35
10日	木	8:20	8:45
11日	金	9:20	7:35
14日	月	7:50	8:45
15日	火	8:40	7:25
16日	水	7:15	8:45
17日	木	7:50	7:35
18日	金	8:57	8:45
21日	月	7:15	7:35, 8:45
22日	火	8:20	8:45
23日	水	7:50	7:35
24日	木	8:57	8:45
25日	金	7:15	7:35
28日	月	9:10	8:45
29日	火	7:50	7:35
30日	水	8:20	8:45

## 市川三郷町設置に伴う自動車の登録等の取扱いについて

(平成17年10月1日より)

- 9月30日までに発行された「譲渡証明書・委任状・車庫証明書」のうち、住所・使用の本拠の位置が「三珠町・市川大門町・六郷町」となっているものについては、「市川三郷町」と読み代えるものとします。
- 9月30日までに発行された「印鑑証明書・登記簿謄（抄）本・住民票」のうち、住所が「三珠町・市川大門町・六郷町」となっているものについては、告示番号及び告示年月日等を手数料納付書に記入（下記参照）することで、原因証書に代えることとします。

「告示番号 総務省告示第981号

告示年月日 平成17年8月24日

市川三郷町 設置による」

3) その他登録に関する注意事項

車検証の住所が「三珠町・市川大門町・六郷町」となっている自動車の抹消登録を行う場合は、同時に変更登録の手続きも必要となります。

この場合、変更登録分の手数料については無料で（住所を移動している場合は除く）、抹消登録の手数料分（350円印紙）のみで済みます。

4) 軽二輪の取扱い

原則として、上記に準じた取扱いをします。

申請受理の際、必要に応じて申請書等の備考欄に告示番号等を記入することで、原因証書に代えることとします。

### 甲州市設置に伴う自動車の登録等の取扱いについて

（平成17年11月1日より）

1) 10月31日までに発行された「譲渡証明書・委任状・車庫証明書」のうち、住所・使用的本拠の位置が「塩山市・勝沼町・大和村」となっているものについては、「甲州市」と読み代えるものとします。

2) 10月31日までに発行された「印鑑証明書・登記簿謄（抄）本・住民票」のうち、住所が「塩山市・勝沼町・大和村」となっているものについては、告示番号及び告示年月日等を手数料納付書に記入（下記参照）することで、原因証書に代えることとします。

「告示番号 総務省告示第982号

告示年月日 平成17年8月24日

甲州市 設置による」

3) 11月1日以降に、旧大和村の区域に使用の本拠の位置を置く場合又は使用の本拠の位置を変更する場合は、当分の間、車庫証明書は不要です。

甲州市の「大和町田野・大和町鶴瀬・大和町木賊・大和町初鹿野・大和町日影」がこれに該当します。

4) その他登録に関する注意事項

車検証の住所が「塩山市・勝沼町・大和村」となっている自動車の抹消登録を行う場合は、同時に変更登録の手続きも必要となります。

この場合、変更登録分の手数料については無料で（住所を移動している場合は除く）、抹消登録の手数料分（350円印紙）のみで済みます。

5) 軽二輪の取扱い

原則として、上記に準じた取扱いをします。

申請受理の際、必要に応じて申請書等の備考欄に告示番号等を記入することで、原因証書に代えることとします。

### 町村合併に伴う変更の手続きについて

三珠町・市川大門町・六郷町が平成17年10月1日より市川三郷町に合併することにより、会員工場の事業者及び事業場の住所表示が変わります。

また、塩山市・勝沼町・大和村が平成17年11月1日より甲州市に合併することにより、会員工場の事業者及び事業場の住所表示が変わります。

そこで、自動車分解整備事業等の手続きについては運輸行政と打ち合わせにより、次の取扱いとなりましたのでご承知下さい。

#### 《認証工場》

①車両法第81条に伴う事業者の住所、事業場の所在地の変更届 ➡ 不要

②記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。

### 《指定工場》

- ①指定業務取扱要領第6条4項に伴う事業者の住所、事業の所在地の変更届 ➡ 不要
- ②保安基準適合証の指定事業場の所在地欄については、合併日交付分より速やかに切り変えて下さい。
- ③記録簿等に記載する所在地については、合併日をもって速やかに切り変えて下さい。